

志學館大学内部質保証（大学の質保証）のポリシー

（学生重視）

第1 教育の質を保証及び向上する制度を構築し、学修成果に関する学生の満足をもっとも重視した教育プログラムを提供する。

（大学ガバナンスの確立）

第2 大学運営会議を中心としたガバナンスの下で、教育の質保証に必要な教職員並びに施設・設備及び環境を確保し、建学の精神、使命及び教育上の目的と一貫性を持った学位授与の方針及びカリキュラム編成の方針を定め、カリキュラムを組織的かつ体系的に編成・実施・点検・改善できる教学マネジメント体制を確立する。

（教育の質保証への教職員の積極的参加）

第3 大学が取り組んでいる教育の質保証について、全教職員がその趣旨を理解及び共有し、FD及びSD活動を通じて、全教職員が必要な力量の向上に取り組み、教育の質保証に積極的に参加する。

（確実な教育実施体制の構築）

第4 授業計画の形成、実施、モニタリング及び改善の確実化を図り、教え方の工夫並びに授業科目の達成目標及び成績評価基準を明確にし、学生が期待に沿った学修を行えるよう、適切な履修・学修指導と支援を行う。

（高大連携に基づく公正な学生募集）

第5 高大連携を推進し、入学者受入れの方針に従った人材を受け入れる。大学の教育に関する正確で誠実な情報を高等学校及び受験生に提供するとともに、透明で公正な入学者選抜を行う。

（コンプライアンスと情報公表）

第6 大学教育及び研究に関係する法令等を遵守するとともに、各種のポリシー及び教育研究活動等について正確な情報を公表し、社会的責任を果たせる運営を行う。

（客観的事実に基づく意思決定と継続的改善）

第7 IR情報を活用しながら、受験生、高校教育界、産業界及び地域社会のニーズ及び期待に関する情報を収集・分析するとともに、教育研究上の目的及び学位授与の方針等の達成状況を継続的にレビューし、教育課程の充実・改善に生かし、その内容の適切性を維持し学修成果の向上を目指す。

附 則

このポリシーは令和元年8月21日より施行する。

附 則

令和6年5月29日から施行する。